

エコマーク商品類型 No. 140「飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装 Version1.13」  
認定基準書

## I. プラスチックを使用した多重容器包装

公益財団法人 日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 認定基準制定の目的

海洋プラスチックごみ汚染やマイクロプラスチックが生態系に与える影響が世界中で深刻な問題となっている。2015年12月の欧州委員会による「サーキュラー・エコノミー・パッケージ」の公表を契機に、今では身の回りで使用されるプラスチック製品(特にワンウェイ容器包装)の資源循環が国際的に重要な政策課題となっている。

日本では、家庭ごみの約6割が容器・包装廃棄物であり、プラスチック製容器包装が約4割を占めている。2019年5月に環境省から公表された「プラスチック資源循環戦略」では、ワンウェイの容器包装のリデュース等の徹底を行ったうえで、再生プラスチックや植物由来プラスチックもしくは紙等の再生可能資源への代替を促進するとしている。

今回の基準改定においては、プラスチック製容器包装を使用した多重容器包装について、省資源や資源循環を意識した環境負荷低減に資する容器包装について取り上げることにした。

### 2. 適用範囲

内容物の品質保持(品質保持期限の延長など)のために用いられる複数のパーツからなる多重容器包装であって、構成要素の一つ以上にプラスチック製容器包装を使用するもの。なお、他材料として、紙製容器包装を使用しても構わない。ただし、内容物についてエコマーク商品類型が設定されている場合には、当該内容物の個包装として扱うため、本商品類型の適用範囲とはしない。

### 3. 用語の定義

容器包装	商品の容器および包装であって、当該商品が消費され、または当該商品と分離された場合に不要になるもの。(容器包装リサイクル法の「容器包装に関する基本的な考え方」に従うもの)
プラスチック製容器包装	容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの(複合素材(分離不可能)の場合、当該容器包装を構成する素材のうち、プラスチックが重量ベースでもっとも主要なもの)。
多重容器包装	外装フィルム、外箱、個包装のように容器包装が2重以上重なって

	いるもの。または、容器本体、キャップ、ノズルなどの複数のパーツから構成される容器包装であり、ボトル状、筒状、袋状、チューブ状等の形態を持つもの。(容器包装リサイクル法より)
適正包装	省資源、省エネルギーおよび廃棄物処理性を考慮し、合理的で、かつ、公正な包装。輸送包装では、流通過程での振動、衝撃、圧縮、水、温度、湿度などによって物品の価値、状態の低下を来さないような流通の実態に対応した包装をいい、消費者包装では、過剰包装・過大包装、ごまかし包装などを是正し、同時に欠陥包装を排除するため、保護性、安全性、単位、表示、容積、包装費などについても適切である包装をいう。(JIS Z 0108：包装-用語)
プラスチック	単一もしくは複数のポリマー材料と、特性付与のために配合された添加剤、充填材等からなる材料。
プラスチックシート	厚さが 0.25mm 以上のプラスチックの薄い板状のもの。
プラスチックフィルム	厚さが 0.25mm 未満のプラスチックの膜状のもの。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
ラミネート包装材	包装材に対する要求物性を満足するために、性質の異なるプラスチックフィルムなどを貼り合わせて造られた包装材。
再生プラスチック	高分子物質を主成分とする再生材料。マテリアルリサイクルの過程で、ポリマーと分別することのできない可塑剤などの添加剤が混合している再生材料も再生プラスチックとする。
再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合物。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する端材などの材料または不良品であり、収集及び分別などの再生工程を経た材料。ただし、原料として同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
植物由来プラスチック	植物を原料とするバイオベース合成ポリマーからなるプラスチック。なお、本認定基準では、ポリエチレン(PE)、ポリエチレンテレフタレート(PET)、ポリ乳酸(PLA)、およびポリトリメチレンテレフタレート(PTT)を対象とする。
バイオベース合成ポリマー	全面的または部分的にバイオマス資源を原料として、化学的および/または生物学的工業プロセスによって得られるポリマー。ISO 16620-1 3.1.4 に定義される <b>biobased synthetic polymer</b> を指す(原文 <b>polymer obtained through chemical and/or biological industrial process(es) Wholly or partly from biomass resources</b> )。
バイオベース合成ポリマー含有率	製品(または認定基準で指定する部分)に占めるバイオベース合成ポリマー中のバイオマス資源由来部分の割合。でんぷん等の天然ポリマーは含まれない。ISO 16620-1 3.1.5 に定義される <b>biobased</b>

	synthetic polymer content を指す(原文 biobased synthetic polymer content : amount of biobased synthetic polymer present in the product)。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書および関連書類を提出すること。

##### 4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 多重容器包装を構成するプラスチック製容器包装は、プラスチック部分が表 1 のいずれかの区分を満たすこと。ただし、容器包装の機能性部品(スプレー部、ポンプ部、キャップなど)は、プラスチック重量から除いて計算することができるものとする。また、1 販売単位に、再生プラスチックおよび植物由来プラスチックを複合して用いる場合には、各部材が表 1 のいずれかの区分を満足することでもよい。

表 1. プラスチック部分における再生プラスチック・植物由来プラスチックの重量割合

区分	成型品など	ラミネート包装材
再生プラスチックの重量割合	25%以上*	10%以上
植物由来プラスチック(バイオベース合成ポリマー含有率)の重量割合	25%以上	10%以上
再生プラスチックの重量割合および植物由来プラスチック(バイオベース合成ポリマー含有率)の重量割合の合計	25%以上*	10%以上
植物由来 PET(バイオベース合成ポリマー含有率)の重量割合	10%以上	3%以上

※再生プラスチックのうちプレコンシューマ材料は重量に 1/2 を乗じて計算すること。

注 1) ラミネート包装材は、プラスチック以外の材料(接着剤、印刷インキ、ラミネート包装材のアルミ箔など)を重量計算から除いてよい。

注 2) 個包装と外包装で構成される容器包装の場合は、1 販売単位における個包装と外包装の合計重量を分母とする。

##### 【証明方法】

再生プラスチックについては、重量割合を記載した証明書、および原料供給事業者が発行する原料供給証明書を提出すること。

植物由来プラスチックについては、以下 a)~c)の全ての要件を満たす資料を提出すること。

- a) バイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書を提出すること。そのうち植物由来プラスチック(原料樹脂)は、ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される  $^{14}\text{C}$  法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、ISO16620-3 に規定される方法により算出したバイオベース合成ポリマー含有率の測定結果を記載すること。なお、測定結果と規格上のバイオベース合成ポリマー含有率に 10%を超える乖離がある場合には、その理由も説明すること。添付書類として、バイオベース炭素含有率の測定結果を提出すること。

また、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持について、原料樹脂

供給事業者(販売事業者を含む)が発行する以下のいずれかの証明書を提出すること。

- ・バイオベース炭素含有率の測定を定期的実施すること、および測定結果をエコマーク事務局の要請に応じて開示できることの説明文書
- ・バイオベース合成ポリマー含有率の管理について、第三者機関による監査または認証を受けていることの証明書

- b) 植物由来プラスチック(原料樹脂)について、植物原料の栽培から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーンを把握していること。各工程は別表1のチェックリストに適合すること。具体的には、栽培地(国、州、市等)から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーン(フロー図等。精製、発酵等を含む)、および別表1への適合状況を記載した、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する証明書を提出すること。
- c) 植物由来プラスチック(原料樹脂)について、原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの温室効果ガスの排出量(CO<sub>2</sub>換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことを示すライフサイクルアセスメント(LCA)の結果を提出すること(既存の論文等を参照することでもよい)。なお、排出量の増加分を信頼性のあるカーボン・オフセット(グリーン電力の購入など)によって相殺している場合も、本項目に適合するものとするが、カーボン・オフセットの内容および信頼性についての説明資料を併せて提出すること。

- (2) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

**【証明方法】**

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込商品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)~5)の資料(記録文書の写し等)
- 1) 工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
  - 2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
  - 3) 記録文書の保管について定めたもの
  - 4) 再発防止策(今後の予防策)
  - 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

- (3) 容器包装に使用する印刷インキについて、印刷インキ工業連合会「印刷インキに関する

る自主規制(NL 規制)」で規制される物質を処方構成成分として添加しないこと。

**【証明方法】**

NL 規制に適合していることを付属証明書に記載すること。

- (4) 容器包装に使用するプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを処方構成成分として添加しないこと。

**【証明方法】**

プラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

- (5) 食品用の容器包装については、プラスチック材料に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加剤は、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従うこと。ただし、食品を内容物としない製品において、ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物を使用する場合には、その添加剤が ISO 8124-3 などに定める要件を満たすことでよい。

**【証明方法】**

プラスチック材料に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加剤が、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度に従っていることの証明書を提出すること。ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物については、ISO 8124-3 などに定める要件を満たすことの試験結果を提出すること。

- (6) 食品用の容器包装に再生プラスチックを使用する場合については、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」(平成 24 年 4 月 27 日 食安発 0427 第 2 号)に基づいて安全性の確保を図っていること。

**【証明方法】**

厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」(平成 24 年 4 月 27 日 食安発 0427 第 2 号)に基づいて安全性の確保を図っていることを示す文書を提出すること。

- (7) 容器包装に使用する接着剤は、日本接着剤工業会「食品包装材料用接着剤等に関する自主規制(NL 規制)」に従うこと。

**【証明方法】**

NL 規制に適合していることを付属証明書に記載すること。

- (8) 食品用の容器包装については、「食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)」に定める要件を満足すること。

食品用以外の再生プラスチックを使用する容器包装については、同規格基準または ISO 8124-3 などに定める要件を満足すること。

**【証明方法】**

該当する有害物質の要件を満足することの試験結果を提出すること。

- (9) 多重容器包装が適正包装になるように、環境配慮設計を行っていること。具体的には、表 2 の項目について実施可能性を検討し、自己評価していること。

表 2. 容器包装の環境配慮設計チェックリスト

No.	項目	チェック項目(例)
1	使用する樹脂数の削減	類似の機能を持つ樹脂の使用は 1 種類に限定されているか。 容器包装に要求される機能を落とさない範囲で使用する樹脂を統一しているか。
2	低環境負荷型材料の選択	ライフサイクルを通じて環境負荷の低い材料を選択しているか。
3	容器包装のコンパクト化、薄肉化	容器の形状改良やサイズの変更等によるコンパクト化または薄肉化を実施しているか。
4	容器包装の簡略化	多重容器包装に使用される部材を省いたか。
5	容器包装の搬送効率化	搬送時の積載効率の向上を意図した設計を行っているか。
6	リサイクル容易性	道具を用いずに異種材料を分離できるなど、分離容易な設計となっているか。 リサイクルに支障が生じる材料を使用していないか。
7	減容化	廃棄時につぶしやすくする、または折り畳むことができるか。
8	その他	容器包装の副資材等(販促用ラベルなど)は使用していないか。

**【証明方法】**

チェックリストに必要事項を記入し、提出すること。

- (10) 紙製の外装を使用する場合は、古紙パルプ配合率 50%以上であること。なお、古紙パルプを使用できない場合にあっては、森林認証紙を使用していることでもよい。

**【証明方法】**

該当する要件を満たすことを示す付属証明書を提出すること。および原料供給証明書または森林認証に関する証明書を添付すること。

- (11) 多重容器包装の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、原料として使用される原木が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。

**【証明方法】**

林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に従って合法性を確認\*した材料が、申込者、製紙事業者、もしくは原料事業者により分別管理され、申込製品に供給されていることの証明書を提出すること。あわせて、前

記証明書を発行する申込者、製紙事業者もしくは原料事業者は、以下のいずれかの証明書を提出すること。

- ① CoC(Chain of Custody)認証制度により、事業者として認証を受けていることの証明書
- ② 事業者認定（関係団体の定める管理規範に従って、合法性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員について、その取組が適切である旨の認定等）を受けていることの証明書
- ③ 合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法(合法性を確認した木材のみを扱っている場合はその方法。以下同様。)、証明書の一定期間の保管などを定めた管理規範

なお、上記のうち②③を選択して提出する場合、前記証明書を発行する申込者、製紙事業者、もしくは原料事業者は、②にあつては関係団体の定める管理規範を、③にあつては合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法、証明書の一定期間の保管などに関する管理規範を定め、これをインターネットなどにより公表しなければならない。

\* 最低限、当該木材・木材製品の合法性が証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを記載した直近の納入先が発行する証明書を、確認していること。

#### 4-2. 品質に関する基準と証明方法

(12) 容器包装の品質は、業界の自主的な規格または自社規格を満足するものであること。

##### 【証明方法】

該当規格への適合を示す文書を提出すること。

#### 5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 容器包装にシールなどを使用する場合には、分類 J. 「容器包装用プラスチック製資材」などのエコマーク認定の資材を使用していること。また、シールなどの副資材は廃棄時に分離が容易であること。
- (2) 使用している再生プラスチックまたは植物由来プラスチックの配合割合などを表示していること。

#### 6. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)はブランド名毎および 4-1.(1)の表 1 の区分毎とする。
- (2) エコマークを容器包装に表示する場合には、容器包装がエコマーク認定商品であることがわかるように表示し、内容物とエコマークが無関係であることをわかるようにす

ること。

- (3) 原則として、容器包装本体などにエコマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。

例)



エコマーク認定容器



Eco Mark Certified

(表示方法に関する注記)

- \* ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- \* 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、次に示すような「エコマーク(英語表記も可)」を含む表現を使用してもよい。  
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「[www.ecomark.jp](http://www.ecomark.jp)」、「Eco Mark Certificate」
- \* 環境省「環境表示ガイドライン」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。  
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)
- \* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。  
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

---

2020年11月1日	分類 A-2、I.および J.の追加制定(Version1.13)、有効期限延長
2027年6月30日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。



別表 1 植物由来プラスチック(原料樹脂)のトレーサビリティに関するチェックリスト

No	目的	要求(実現されなくてはならない項目)	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に☑)
1	地球温暖化の防止, 自然生態系の保全	植物を栽培する主たる農地は、直近 10 年以内に森林からの土地改変が行われていないか。	農地	☐はい/ ☐いいえ	<input type="checkbox"/> 現地の土地改変に係る法令を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [ ] ・公表場所 [ ] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [ ] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) [ ]
2	生態系の保全	遺伝子組み換え農作物を原料とする場合、安全性の確保について評価を行ったか。	農地	☐はい/ ☐いいえ/ 適用外(不使用)	<input type="checkbox"/> 現地の遺伝子組み換え農作物に係る法令を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [ ] ・公表場所 [ ] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [ ] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) [ ]
3	土地の酸性化・富栄養化, 水質汚染の防止	植物の主たる栽培地における肥料・農薬の使用状況を把握したか。 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs 条約)で規制されている農薬が使用されていないか。	農地	☐はい/ ☐いいえ	<input type="checkbox"/> 現地の肥料・農薬に係る法令を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [ ] ・公表場所 [ ] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [ ] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) [ ]

No	目的	要求(実現されなくてはならない項目)	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に☑)
4	適正な水利用	植物の主たる栽培地における水の使用状況を把握したか。	農地	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 現地の水使用に係る法令(取水制限等)を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [ ] ・公表場所 [ ] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [ ] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) [ ]
5	再生資源の利用,食糧との競合回避	植物由来プラスチック(原料樹脂)の粗原料の一部として、現地の再生資源が入手可能な場合、優先的に使用したか。	原料樹脂	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 適用外 (入手不可)	使用する再生資源名 [ ] 再生資源の発生量・割合 [ ]
6	地球温暖化の防止	粗原料の主たる製造工場において、発酵などにより地球温暖化係数の高いメタンを排出する場合、その処理状況を把握したか。	粗原料製造工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 適用外 (左記に該当しない)	<input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) [ ]
7	非化石エネルギー源、再生可能エネルギー源の利用	栽培から原料樹脂製造までの工程において新規に工場を設置する場合、非化石エネルギー源(例えば、バガスやバイオガスなど)や再生可能エネルギーを出来る限り活用したか。	製造工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	エネルギー名と活用方法 [ ]
8	法令順守	植物由来プラスチック(原料樹脂)製造を行う工場が立地している地域等の法令に従い、工場における排水の管理が行われているか。	樹脂製造工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	工場排水の管理について説明した資料を添付すること。